産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 6日

広島県知事 様

提出者

住所 尾道市向東町14703-10

氏名 丸善製薬株式会社 本社工場

代表取締役 日暮 泰広

電話番号 0848-44-2200

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により,2022年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので,提出します。

事	業場の名称	丸善製薬株式会社 本社工場
事	業場の所在地	尾道市向東町14703-10
計	画 期 間	2023年4月1日~2024年3月31日
当該	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項 条例別紙1,2のとおり
	①事 業 の 種 類	
	②事 業 の 規 模	
	③従 業 員 数	
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	

産業	英廃棄物の処理に係る	5管理体制	川に関する		条例別紙 1,	20	とおり	
	(管理体制図)							
								ļ
産業	 	<u></u> 削に関する	事項		条例別紙 1 ,	20	 とおり	
		ı	: (平成	年度)				
		産業廃			2000 a			
		压 术 冼	来 1% ~	/ 1生 水				
		排	出	量		t		t
	①現状	(これま	でに実施	直した取	(組)			
		【目標】						
		産業廃	棄物の)種類				
		排	出	量		t		t
	②計画	(今後実	施する予	 ラ 定の取				
	(2)計画	() (2 + 2)	, <u> </u>	/ C · ·	(),,			
産業	<u> </u> 	<u></u> トる事項			条例別紙 1,	20	 とおり	
		(分別し	ている産	 E業廃棄	物の種類及び分別	に関す	トる取組)	
	①現状							
		(今後分別	別する予	 定の産薬	 業廃棄物の種類及で	が分別	 に関する取組)	
		, , , , , , ,	• • • •	, —				
	②計画							
	20日四							

ら行う産業廃棄	物の再生利用に関する事項 条例	別紙1, 2のとおり	
	【前年度(平成 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)	L	
▲ ら行う産業廃棄	物の中間処理に関する事項 条例	別紙1, 2のとおり	
	【前年度(平成年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する		+
	産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		

目ら	行う産業廃棄物の増	世立処分又は海洋投入処分	に関する事項 条例別	紙1,2のとおり
		【前年度(平成 年度)	実績】	
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取組)	组)	
-		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取締	俎)	
产类	皮容物の処理の禾割	に関する東頂	冬個別紙1 2の	トセル
産業	廃棄物の処理の委託	I	条例別紙 1, 2の _{主結} 】	とおり
産業	廃棄物の処理の委割	Eに関する事項 【前年度(平成 年度)3 産業廃棄物の種類		とおり
産業	廃棄物の処理の委割	【前年度(平成年度)等		とおり t
産業	廃棄物の処理の委割	【前年度(平成 年度) 第 産業廃棄物の種類	実績 】	
産業	廃棄物の処理の委割	【前年度(平成 年度)等 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処	実績】 t	t
	廃棄物の処理の委託 ①現状	【前年度(平成 年度)第 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への	表績】 t	t
		【前年度(平成 年度)等 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への	表績】 t t	t t
		【前年度(平成 年度)等 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量	表績】 t t t	t t
		【前年度(平成 年度)第 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量	表績】 t t t	t t
		【前年度(平成 年度)第 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量	表績】 t t t	t t

(第5面)

	(第	5面)	
	【目標】	条例別紙1,2の	とおり
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取	(組)	
※事務処理欄			

備考

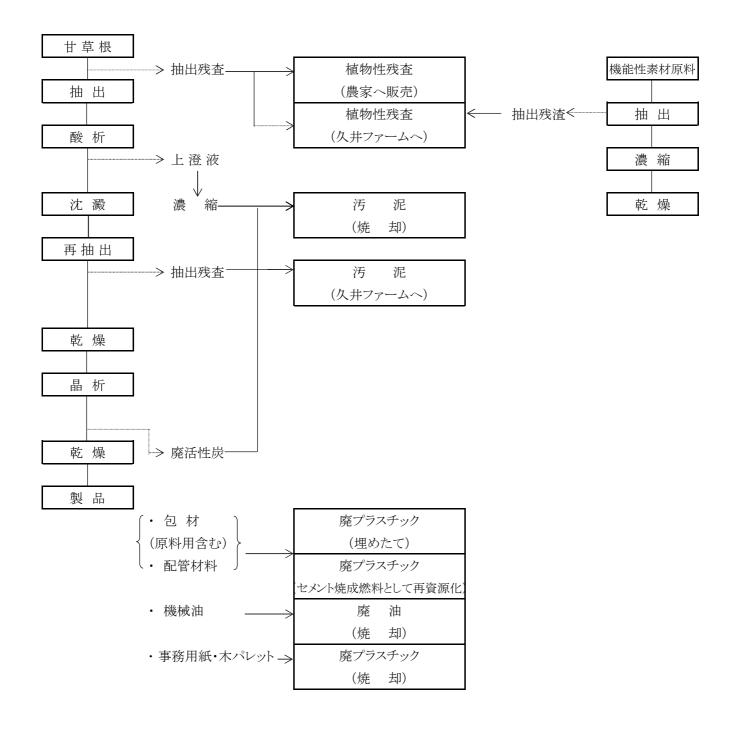
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績),建設業の場合における元請完成工事高
 - (前年度実績), 医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

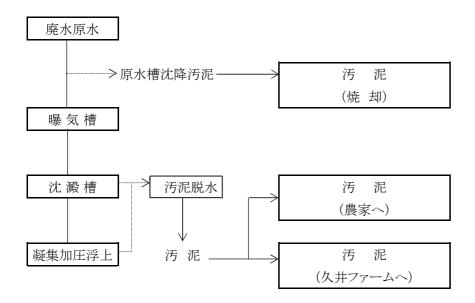
条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)

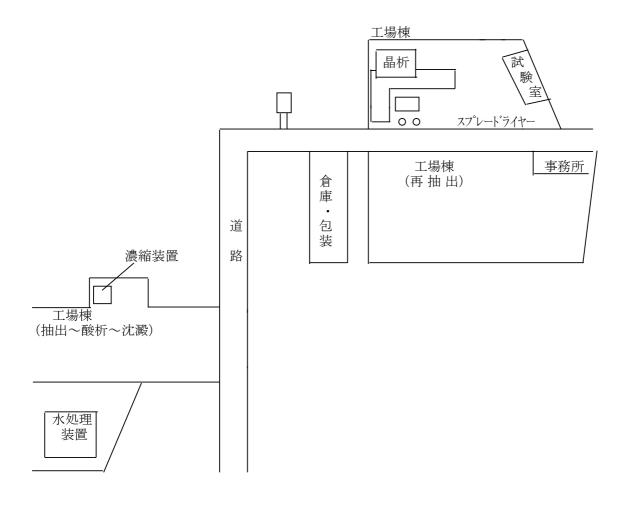
現状:前年度(2022年度)実績量計画:今年度(2023年度)計画量

↑年度(2023年度)計画量 単位:トン/年

	1		F及(ZU		1	<u> </u>					<u>単位:トン/年</u>									
		こ関する事 頁	自ら行う再 関する		自ら行う中間処理に関する事項 自ら行う埋立処分等 に関する事項				処理委託に関する事項											
	排出(前年度実		自ら再生和 産業廃棄 (前年度実) (種物の量	产業 座	回収を行う 棄物の量 経績値の⑤)	減量する	処理により 産業廃棄物)量 経績値の⑦)	洋投入処:	績値の③+	全処理	委託量 績値の⑩)	優良認定 へ 処理乳 (前年度実	の ≸託量	処理	開業者への 委託量 経績値の⑫)	処理:	収業者へ の 委託量 績値の⑬)	認定熱回 外の熱回 [」] 者への処 (前年度実	収を行う業 理委託量
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	132	150	105	100							28	50	28	50)					
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	12	12									12	12	12	12	10	12				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ	368	350	368	350																
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	512	512	473	450	0	0	С	0	0	0	40	62	40	62	. 10	12	C	0	0	0







多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

- 1. 会社の概要
 - (1) 会社名

丸善製薬株式会社 本社工場

(2) 資本金

9800万円

(3) 従業員数

440 人

- 2. 当該事業場において現に行っている事業の概要
 - (1) 従業員数

67 人

(2) 製造品出荷額等

80億4千1百万円/年

(3) 製造概要

当工場では豆科植物「甘草」の根を抽出・精製し医薬品原料、食品添加物等(甘味料)を主に製造している。

(4) 製造等フローシート

別添図 1、2 参照

(5) 工場配置図

別添図 3 参照

(6) 事業展望

甘草の抽出等の海外での生産が進み、当工場での原料の変化(一次加工品の増加)があり、新尾道工場及び三次工場への製造移管で、今後は甘草以外の生薬抽出も減少する見込み。

(7) 廃棄物処理フロー図

別添図 1、2 参照

(8) 連絡先

担当者 丸善製薬株式会社 本社工場

島崎 紳二

電話番号 080-2928-0992

3. 計画期間

2022年4月1日から2023年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括	責任者	製造本部	本部長	兼為	剛
廃到	美物担当	生産課	本社工場長	兼永	洋希
			組織人数	6名	
	グリーン委員会	○ゼロ・エミッミ	ノョンに向けて	て検討	
		廃棄物の発生排	印制、再生利用	月、中間	引処理、適正
		処理の推進、詞	十画的な廃棄物	めの管理	里運営を行う
		上で必要な事項	頁を検討する。		
		委員長-製造ス	は部長 委員−	- 関連部	部署部長、廃
		棄物担当者			
役	廃棄物処理統括	○廃棄物処理方釒	十の策定		
	責任者	○工場の廃棄物管	管理基準の策気	官・改層	Ě
		○廃棄物処理に関	関する各種事項	頁の決定	定、承認
割	廃棄物管理	○廃棄物処理計画	画の作成		
	責任者	○廃棄物管理状況	兄の把握と改善	善策の権	食 討
		○処理業者、再生	上利用業者の 詞	問査、遺	麗定及び管理
		○委託契約の締約	士		
		○監督官庁への名	 子種報告		
		○産業廃棄物管理	里票等の交付・	・管理	
		○社員に対する教	汝育・啓発		
		○その他関係する	5事項		

<u>廃棄物管理組織</u>

製造本部長 廃棄物処理統括責任者

本社工場長 廃棄物管理責任者

廃棄物担当部署

管理本部・営業本部・研究開発本部・品質保証本部

製造本部本社工場生産課

製造本部本社工場生産管理課

(2) 管理体制の強化

● 管理体制(組織)

廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。

(3) 教育·研修

● 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意 事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の 規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に 委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的 確に管理する。
- 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

(2) 廃棄物処理の現状

● 産業廃棄物の種類別発生・処理状況

別表 1 参照

● 廃棄物処理施設の設置状況

別表 2 参照

● 廃棄物処理の現状

抽出残渣等の処理として、近隣の農園・農家にて土壌改良剤として堆肥化し、利用して頂いてきた。しかし後継者不足による農業離れが深刻化していることから、平成20年三原市久井町に自社堆肥場として久井ファームを開設した。抽出残渣をはじめとして、珪藻土、活性炭等のろ過残渣及び排水処理からの有機汚泥を搬入、堆肥化した後、隣接した自社農園で使用している。将来的には特定の有用生薬の栽培を行い、それを抽出することで、部分的ではあるがリサイクルシステムの完成を目指しており、試験栽培を開始している。

(3) 産業廃棄物の排出の抑制に関する項目

● 主原料の甘草根はすべて海外からの輸入品である。原料の一次加

工品を輸入することで発生抑制を図っており、産業廃棄物発生量 は減少傾向にある。今後も継続して取り組んでゆく。

- 包装材料のポリ容器は洗浄後の再利用とリサイクル業者への委 託により減量化を図っている。
- (4) 産業廃棄物の分別に関する事項
 - 廃棄物は再生、リサイクル、中間処理、委託処理に分別しそれぞれ種類ごとに分別して保管する。
- (5) 産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - 廃棄物の植物性残渣は柑橘、果実、花、タバコ、芝等の土壌改良 用堆肥として加工され一部商品化している。今後も継続し、拡大 して行くよう検討する。
 - 当工場では植物性原料を使用し抽出〜精製を行っており、上記の通り、抽出残渣は近隣農家、自社農園で堆肥化有効利用されている。一方で珪藻土残渣が増加しており、繊維質とのバランスが悪く堆肥化する上での問題となっている。工程を見直し、珪藻土残渣の減量を図る必要がある。
 - ポリ袋の再利用による減量化を図る。
 - (6) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項
 - 液体残渣や排水ピットからの汚泥は水分が高く、自社堆肥場では 処理が困難で業者委託を行っている。濃縮及び脱水方法を検討し、 出来る限り自社堆肥化を図る。
 - ポリ袋は入庫副資材、中間品の包材として多く使用されている。 このポリ袋を洗浄後再使用することと、再生業者に委託すること により委託処分量の削減を図る。また、出来る限り優良認定業者 に委託を心掛ける。